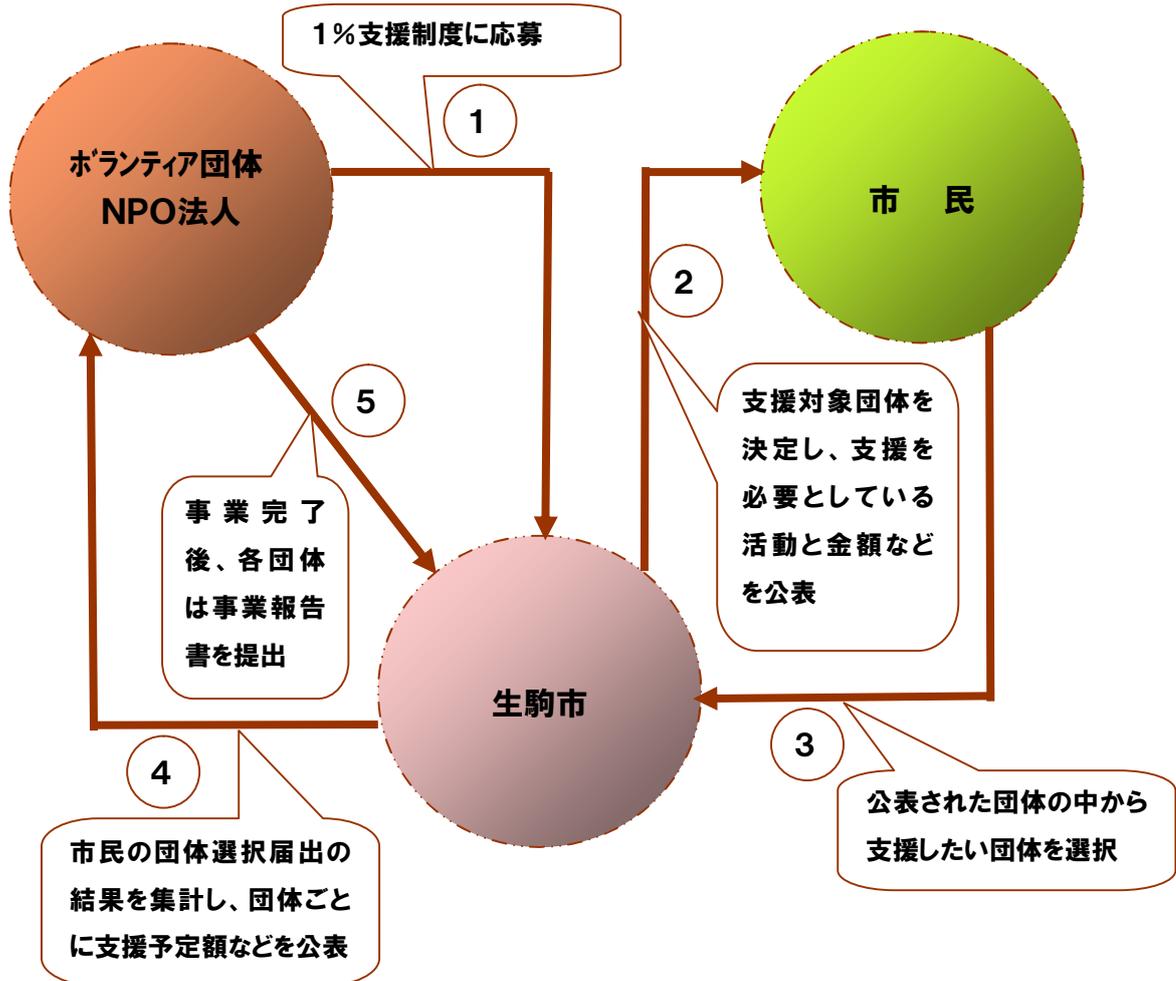


# 市民が選択する市民活動団体支援制度(素案)

(1%支援制度)

## 1%支援制度のしくみ



## 問い合わせ

生駒市 市民活動推進課

市民活動推進センターららぽーと

## 1 制度の目的

市民活動団体に支援金を交付することにより、財政的支援の拡充を図るとともに、市民が直接意思表示することで市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参加とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的とします。

また、市民が税金の使い道を自ら選ぶことで税についての関心を高め、自ら住む地域のまちづくりに対する市民参加の意識を高めてもらうことも目的の一つです。

## 2 支援金の交付申請をすることができる団体

市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体であって、次の条件を満たしている団体。以下、市民活動団体といいます。

- (1) 生駒市内に事務所を有し、市内において活動している団体
- (2) 規約や会則等を有している団体
- (3) 1事業年度以上継続的に活動している団体
- (4) 法令や条例等に違反する活動をしていなく、公序良俗に反する活動をしていない団体
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体

### 【注意事項】

- ・ 「社会貢献的な活動」とは、不特定多数の利益のための活動であって「公益活動」とも言います。特定個人の利益のための「私益活動」や特定の団体、会員、仲間内等の利益のための「共益活動」とは区別されます。
- ・ 自治会については、一般的に自治会に加入している方が受益者となることが多いため対象外となります。  
ただし、自治会の枠を超えて活動し、その効果がその地域以外にも広く及ぶ場合は対象になることもあります。
- ・ 「宗教的活動」をしていない団体とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない団体としています。
- ・ 「政治的活動」をしていない団体とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない団体としています。

### 3 交付申請ができる事業

- (1) 市内において実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野であること。(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動に係る分野)
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 主として市民を対象とすること。
- (5) 当該市民活動の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 交付を受けようとする年度に生駒市から別の補助金の交付を受けていないことなど。

### 4 対象経費

- (1) 申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。
- (2) 団体の管理運営費は対象外となります。
- (3) 領収書等がなく用途不明な経費は対象外となります。

## 5 支援対象団体の市民の選択方法（大きく分けて二つの方式がある。）

（市川市、八千代市、奈良市方式など・・・例示1）

- 市民（納税者）の皆さんが納めた個人市民税の1%相当額をボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の支援に充てることができる制度。
- 納税者は、3団体まで支援したい団体を選択できる。
- 特定の団体を選択希望しない場合や団体の申請額を越えた支援額は、基金に積み立てることができる。

（一宮市方式・・・例示2）

- 18歳以上の市民は、一定金額の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択できる。
- 特定の団体を選択希望しない場合や団体の申請額を越えた支援額は、基金に積み立てることができる。
- 選択の届出を行う年度の6月1日時点の個人市民税に係る調定額の1%相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を「市民一人当たりの支援額」として18歳以上の市民に選択してもらう。

平成21年6月1日時点の個人市民税に係る調定額の1%（一宮市）

↓

203,543,840 円 ÷ 315,393 人 ÷ 645 円 ← 市民一人当たりの支援額

↑

平成21年6月1日現在の18歳以上の市民の人口

平成22年当初予算の個人市民税の1%（生駒市）

↓

80,000,000 円 ÷ 98,000 人 ÷ 800 円 ← 市民一人当たりの支援額

↑

平成22年7月現在の18歳以上の市民の人口